

別紙

諮問第1751号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで及び令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに、公益通報のあった歯科診療所に対する〇〇保健所の調査結果に関する文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年11月6日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、通報案件管理票（受付番号1及び2）（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、「通報者の氏名、本用紙に記載した日、通報者の所属、希望する連絡方法、連絡先、受付欄の日付、受理・不受理の決定及び通報者への通知・方法」（以下「本件不開示情報1」という。）及び「本件不開示情報1以外の不開示箇所」（以下「本件不開示情報2」という。）を不開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年1月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年3月28日に実施機関から理由説明書を收受し、同年12月20日（第254回第二部会）及び令和7年1月24日（第255回第二部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 公益通報者保護法が定める公益通報について

公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）2条1項において、同法における公益通報とは、労働者等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、役務提供先又は当該役務提供先の役員等について通報対象事実が生じている旨等を、役務提供先等の他、通報対象事実について処分又は勧告等の権限を有する行政機関等に通報することをいうと規定されている。

通報対象事実は、同条3項に規定され、法及び法別表に掲げる法律に規定する罪の犯罪行為の事実又は法及び法別表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実（同項1号）、法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが同項1号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（同項2号）のいずれかをいうとされている。

イ 本件一部開示決定の妥当性について

本件開示請求に対し、実施機関は、本件対象公文書のうち、本件不開示情報1は条例7条2号及び6号に、本件不開示情報2は条例7条2号、3号及び6号に該当するとして不開示とする本件一部開示決定を行った。

(ア) 本件不開示情報1について

実施機関は、本件不開示情報1について、通報者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、これを公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当し、またこれらの情報を公にすることにより、行政機関の信頼は大きく損なわれ、通報者が公益通報を行うことを躊躇し、法令違反等に係る情報の入手が困難になるなど、公益通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当すると説明する。

審査会が検討するに、本件不開示情報1は、これを公にすることで、通報者が特定され、当該通報者が公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けるおそれがあり、このため通報者が公益通報を控えることで、公益通報を受ける行政機

関において法令違反に係る情報の入手が困難になるなど、公益通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当する。

また、本件不開示情報1のうち、通報者の氏名、所属、連絡先等の情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件不開示情報1は、条例7条2号及び6号に該当し、不開示が妥当である。

(イ) 本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、公益通報の内容及び通報への対応に係る情報である。

実施機関は、本件不開示情報2について、これらの情報を公にすることにより、行政機関の信頼は大きく損なわれ、通報者が公益通報を行うことを躊躇し、法令違反等に係る情報の入手が困難になるなど、公益通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当すると説明する。

審査会が検討するに、本件不開示情報2は、公にすることで、公益通報を受けた行政機関が公益通報対応業務に関して知り得た事項を明らかにすることとなり、これにより行政機関に対する信頼は大きく損なわれ、通報者が公益通報を控えることで、行政機関において法令違反等に係る情報の入手が困難になるなど、公益通報制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報2は、条例7条6号に該当し、同条2号及び3号該当性を論じるまでもなく、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は審査請求書において種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子